



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社トーセ

代表者名 代表取締役社長 齋藤 茂

(コード番号 4728 東証第 1 部)

問合わせ先 執行役員経営管理本部長 中川 尚樹

(TEL. 075-342-2525)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者ならびに議長に関する規定を変更するものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、定款変更案第 26 条〔取締役の責任免除〕の新設に関しましては、予め各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 11 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 11 月 26 日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり)
第14条 [招集権者および議長] (1) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条 [招集権者および議長] (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会が定める代表取締役が招集し、その議長となる。 (2) 取締役会が定める代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条～第20条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第18条～第20条 (現行どおり)
第21条 [取締役会の招集権者および議長] (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第21条 [取締役会の招集権者および議長] (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める代表取締役が招集し、その議長となる。 (2) 取締役会が定める代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第22条～第25条 (条文省略)	第22条～第25条 (現行どおり)
(新設)          (新設)	第26条 [取締役の責任免除] <u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第26条～第31条 (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第27条～第32条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 3 条 [監査役の責任免除]</u></p> <p><u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 2 条～第 3 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 4 条～第 3 7 条 (現行どおり)</p>

以 上